

(議案第64号)

1 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について (総務局 総務部 職員課)

厳しい財政状況を踏まえ、市長及び副市長の給与について新たな減額措置を講ずる。

・ 減額措置の内容

- (1) 給料月額
- | | 減額率 | 本則支給額 | 減額後の額 |
|-----|-----|--------------|-----------------------|
| 市長 | 20% | (1,190,000円) | → 952,000円 △238,000円) |
| 副市長 | 10% | (960,000円) | → 864,000円 △96,000円) |
- ※ 適用期間 平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
※ 地域手当についても給料と同様に減額する。
※ 現行の減額措置 給料を減額(市長10%、副市長5%)
- (2) 期末手当
- | | 減額率 | 本則支給額(年額) | 減額後の額 |
|-----|-----|--------------|---------------------------|
| 市長 | 50% | (6,990,060円) | → 3,495,030円 △3,495,030円) |
| 副市長 | 30% | (5,639,040円) | → 3,947,328円 △1,691,712円) |
- ※ 適用期間 平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
※ 年額については、支給率を4.45月として算定。
- (3) 市長の退職手当
- | | 減額率 | 本則支給額 | 減額後の額 |
|--|-----|---------------|-----------------------------|
| | 50% | (33,129,600円) | → 16,564,800円 △16,564,800円) |
- ※ 適用は、現任期限り。

- ・ 施行期日 公布の日

(修正案)

新たな減額措置の適用期間を、次のとおり修正する。

修正前 平成21年8月1日から平成23年7月31日まで
修正後 平成21年10月1日から平成23年9月30日まで